

令和5年度第3回神奈川県歯科保健医療推進協議会
計画評価・策定部会

日時 令和6年2月1日（木）19:00～21:00
(ZOOMによるオンライン会議)

- 1 開会
- 2 議題
歯及び口腔の健康づくり推進計画（改定案）について
- 3 その他
- 4 閉会

【資料】

- 資料1 令和5年度第3回 計画評価・策定部会
- 資料2 パブリックコメントに係る「県の考え方」
- 資料3 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画 改定案

神奈川県歯科保健医療推進協議会計画評価・策定部会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、神奈川県歯科保健医療推進協議会設置要綱第7条に基づく部会の設置について定める。

(部会)

第2条 神奈川県歯科保健医療推進協議会（以下「協議会」という。）に、計画評価・策定部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画（以下「計画」という。）の最終評価に関する専門的、技術的事項についての検討
- (2) 計画の策定に関する専門的、技術的事項についての検討
- (3) その他計画に関し必要な事項

(構成員)

第4条 部会の委員は協議会委員及び外部有識者から選出する。

- 2 委員の任期は令和6年3月31日までとする。

(組織)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の互選により選出する。
- 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

(運営)

第6条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会長は、必要に応じて部会に別表以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課で処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会において別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月14日から施行する。

別表

神奈川県歯科保健医療推進協議会計画評価・策定部会委員

氏名	役職	出席
安藤 雄一	国立保健医療科学院 主任研究官 ※外部有識者	○
打矢 純子	神奈川県歯科衛生士会 会長	○
加藤 尊巳	神奈川県歯科医師会 常任理事	○
富岡 健一	県域市町村代表（厚木市・都市衛生行政協議会代表）	○
安永 愛	保健所設置市代表（横浜市健康推進課）	○
山本 龍生	神奈川県歯科大学 副学長	○
梁 洪淵	鶴見大学歯学部歯学科 講師	欠席